

令和元年度

第5回草津市子ども・子育て会議 会議録

■日時：

令和元年11月15日（金）13時30分～15時30分

■場所：

アミカホール 研修室

■出席委員：

神部委員長、奈良副委員長、土田委員、中島委員、井戸田委員、卯田委員、
高尾委員、井上委員、杉江委員、田中委員、高城委員、高木委員

■欠席委員：

菅野委員、橋本委員、横江委員、西村委員、上田委員、蜂須賀委員、
渡辺委員、今村委員

■事務局：

子ども未来部：田中部長、河合副部長

岩城子ども・若者政策課長、門田子ども・若者政策課長補佐、

大隅子ども・若者政策課主査、佐藤子ども・若者政策課主任、

子ども家庭課、幼児課、子育て相談センター、幼児施設課、

発達支援センター、家庭児童相談室

■傍聴者：

0名

令和元年度第5回草津市子ども・子育て会議

1. 開会

＜委員20名中12名の出席をいただき、事務局より開会宣言＞

子ども未来部長の田中でございます。

草津市子ども・子育て会議の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、本年度5回目の子ども・子育て会議を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には、日ごろから、本市の児童福祉行政をはじめ市政各般にわたりまして、御支援、御協力をいただいておりますことに対し、心からお礼申し上げます。

これまでの会議におきまして、「第二期草津市子ども・子育て支援事業計画」および「草津市子ども・若者計画」に係る諮問に基づき、4回の会議にわたって計画案の御審議をいただきました。皆様からいただいた御意見をもとに、また、市議会等からの御意見も踏まえて修正や変更を加えながら、両計画案を策定してまいりましたが、今回は、それらのまとめとなる計画案と答申書案等について御審議いただきます。委員の皆様それぞれの立場から、御意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

2. 議事

(1) 第二期草津市子ども・子育て支援事業計画

①「前回会議からの変更点」

＜資料1に基づき、子ども・若者政策課が説明＞

＜資料1に基づき、法定必須記載事項の数字の変更を幼児課が説明＞

＜資料1に基づき、子どもの貧困対策について子ども家庭課が説明＞

＜資料1に基づき、児童虐待防止対策について家庭児童相談室が説明＞

<資料 1 に基づき、放課後子ども教室について生涯学習課が説明>

【委員長】

前回からの変更点、修正点について説明をしていただきました。これについて、何か御質問、御意見ございましたらよろしくお願いいたします。

基本的には本日の会議で素案の決定ということになりますので、何かちょっとしたことでも気付いたことがあったら出していただきたいと思います。

【委員】

前回欠席させていただいたんですけども、放課後子ども教室について、いま一度伺います。

今、説明のありました平成 30 年度から 1 カ所、令和 3 年度から 2 カ所、令和 5 年度から 3 カ所に増やしていかれるんですが、今現在どこでやっておられるんですか。

【事務局】

笠縫小学校になります。

【委員】

開設日はどれぐらいですか。平日のどういう時間帯ですか。また、夏休み等に対する対応もあると思いますが。

【事務局】

週 2 回。対象の児童は 1 年生から 3 年生までで、3 年生は一つの曜日で 1、2 年生が一つの曜日という形で週 2 回、笠縫小学校の中でやらせていただいています。

【委員】

そういう御利用なんですね。学校の施設を利用しておられるんですね。昔からこういう話を聞いていたんですけど、なぜこんなペースが遅いんですか。児童育成クラブとかはどんどん広がっていきますけど、なぜこの事業は、なかなか立ち上げが大変なんですかね。

【事務局】

生涯学習課です。先ほども申しましたように、地域の御協力なしにはなかなか進まないと思います。特に国の補助要件を合致させようと思いますと、地域コーディネーターの介在と、体験学習や教育の部分も考えていかなければなりません。お子さんの居場所だけではなく、ほかの育みという部分もございますので、そういったところも一定配慮しなければなりません。

そもそも地域コーディネーターの介在ということが、今地域の御努力もいただいているんですけども、その推薦もなかなか難しいところで頑張ってくださいしております。具体的に言いますと、学校で選出しており、地域の方に信頼されるという方がコーディネーターとして推薦されることになっています。今現在、こういった方が推薦されているかと申しますと、元学校の教員、スクールガードを経験されていた方、PTAの会長として長らく学校と保護者の間を取り持っていた方、そういった方になっていただいております。そういった方々が、日ごろ、草津市で平成10年度から進めております地域協働合校の活動のほかに、この事業にも関わるということになれば、マンパワーとしてなかなか関わっていただく人が見つけにくいというのが実情と聞いております。

以上でございます。

【委員】

週2回、どれぐらいの子どもたちが利用されているんですか。

【事務局】

1教室で支援員さんがお二人です。1、2、3年生の方に、各学年20人程度で募集させていただき、ほぼ満杯となっています。

【委員長】

ここに関しては数的なこともあります。御質問にあったように、今回のこの子ども・子育て支援事業計画の主な重点ポイントというのが、今日説明していただいたような子どもの貧困に対しての対策、対応で、かなりのページ数を割いているわけです。

このあたりのことを草津市としてこれからやっていくということであるならば、やはり教育と福祉との連携、協同というのが欠かせないと思っているんです。

特に、子どもの貧困、この連鎖を断ち切るとありますけども、断ち切るためにはやはり教育が非常に重要な意味を持っている。そうした子どもたちの学力格差というのが結局は経済格差というところにつながり、なかなかその連鎖というのを断ち切れないうというのが現状で、そういう意味では学力格差を解決することが、そうした連鎖から抜け出す非常に大きな要因の一つだと、その大きな要因が土日の子どもの体験格差ということが言われているんです。それはいろんな調査、研究からも明らかになっていきますけども、経済的な余裕のある家庭の子どもたちは、土曜日、日曜日に動物園に行ったり、美術館に行ったり、塾に行ったり、いろんな体験をする一方で、貧困家庭の子どもたちは家の中でテレビを見るかゲームをするか、そういった体験の格差というものがそのまま学力の格差というところにつながって、それが最終的には経済格差につながっていく。

そういう連鎖、つながりを考えたときに、子どもの貧困を解決していくためには、放課後の居場所も含めてそうした子どもたちに多様な体験とそうした学力の補助、そういう部分を草津市としてどうしていくのか。そこできちんとした対策を持っていると、ただ単に経済的な支援だけでは根本的な解決にはならないんです。

そういう目で見たとときに、放課後子どもプランの計画、多少ふえましたけども前回までは草津市としてそうした対策をどう考えているのかという目標が見えなかったということがあったわけです。

放課後子ども教室ではなくても、草津市としてきちっと対応策をやったら別にいいんです。地域協働合校も知っていますし、きちっと対応ができていたんだったら、ここに書くべきじゃないかと思うんです。草津市は全然やっていないのではなく、きちっと子ども教室にかわる草津独自の取り組みとして、地域協働合校というのが各学校にありますというのを出示してもらえれば僕はいいと思うんですけども。

逆に今、草津市独自でこれ以外のところやっていますということがあったら、皆さんの情報提供も含めて教えていただきたいです。

【事務局】

まず夏休みは、放課後子ども教室は実施しておりません。子どもの下校時の安全ということで、6時間目の時間帯に設定し、高学年の子どもたちと一緒に帰れる形で安全を配慮した時間帯を設定させていただき、夏休み中はしていないというのが現状です。

プラスアルファの部分でお話をさせていただきます。教育委員会の児童生徒支援課では学力ということも考えまして、学びの教室というのを開催しております。学びの教室のプロジェクトの中には2種類あり、まず2年生から中学校の3年生までを対象に、市内の6カ所で週1回、年間で30回、委託先を設けて、国語と算数、中学生ですと英語と数学をさせていただいております。時間は1回につき、大体50分ぐらいでさせていただいております。その6カ所のうち2カ所につきましては土曜日にまちづくりセンターやコミュニティのところでさせていただいております。自己負担は保険料等込みで年間4,000円という形で、塾などに比べて貧困対策の一つとしてもさせていただいております、主な狙いとしては学力の向上を目指しております。

それから、先ほど言いました放課後子ども教室につきましては、笠縫小学校しか今のところ地域コーディネーターの関係でできていないんですけれども、放課後自習広場というのを開設しております。これは対象が1年生から3年生で市内小学校14校あるんですけれども、笠縫小学校を除いた13校で開設させていただいております。これは各学年週1回、先ほどと同じような形式で、家庭学習を自学自習できるような習慣をつけるということ、それからしんどい子どもさんには教えたりしています。お金はとっておらず、補習というような形も含めてやらせていただいております。形としましてはほとんど放課後子ども教室と同じような形でさせていただいておりますが、地域コーディネーターが介在していないという点で国の法令は申請できないというこ

とで、今のところ学力向上を目的としてさせていただいております。

【委員長】

ありがとうございます。

これは計画として、努力目標として増やしていく方向性はきちっと出してもらう一方で、この書き方としてこれは事務局どうなんですか、放課後子ども教室のことしか書いてはだめということですか。これ以外に草津市として独自にこういうことをやっているという文章も一言加えたら、決して軽く見ているわけではなくて、独自のこともやりつつ、放課後子ども教室も増やす方向でやっていくんだということがわかると思うんだけど。これだけでは、余りにもちょっとやっていないじゃないかという、正しい情報が伝わらないんじゃないかと思うので、一文ぐらいつけといてもいいんじゃないかと思いますけど。検討してください。

ほかに何かお気づきのところありますでしょうか。

【委員】

先生がおっしゃってくださったところで、調査結果についてですが、私たちは世帯に調査したことがわかりますが、市民の方は小学生児童調査というと小学生にしたような印象になるかと思うんで、世帯を入れていただいたほうが良いのではないでしょうか。

【委員長】

その点はどうか。それは構わないですか。

【事務局】

修正いたします。

【委員長】

ほかに何か。

【委員】

細かいところばかりで恐縮ですが、51ページの基本目標の欄外のインクルー

シブ教育なんです、説明入れてくださってありがたいと思うんですが、かえって難しくなってないですか。特に合理的配慮をここに書き込むなら合理的配慮の説明が絶対に必要になりますので、障害を持つ子どもと健常である子どもがともに学ぶことで、よりともに暮らす社会を目指す等、やわらかい表現があるならば、ちょっと合理的配慮は書かれるならば絶対説明が必要かと思いました。

【委員長】

説明文をもう少し簡潔に。

【委員】

あと一つ教えていただきたいんですが。84ページの貧困の連鎖なんです、何か引用をされているのでしょうか。間違っていないと思うんですけども、ずっと貧困というふうな感じがするんですが。要するに親世代と子ども世代で世代の違いが連鎖するということなので、子どもが貧困だった、その若者が大人になって、これだったら連鎖切れないんじゃないかという気がするんですが。家庭の貧困が子どもの貧困に連鎖するというのはイコールのはずなので、連鎖という言い方なのかどうか。どこか引用であるならば伺いたいんですが。

【委員長】

これはどうですか。どこかから取ってきたか。

【事務局】

全く取っているものではなく、参考資料をもとにオリジナルでつくったものです。おっしゃっていただいたように、これは永久的に回るようにも取れるので。できれば連鎖を断ち切れるような部分ができるように、もう少し訂正をさせていただきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

【委員長】

切れ目がないですね。図のほうの検討をお願いします。

【委員】

124 ページの子どもの貧困対策に関する支援体制の連携の強化のところなんですが、黄色いマークのところで、子どもや親に障害がある、養育する保護者がいない子どもの貧困対策というのは何かというのが1点。

もう1点、その次の126 ページの生活の安定に資するための支援のマーカのところで食生活を含めた基本的な生活習慣の形成を支援するということで、大事なことだと思うんですが、これは事業番号のどこに当てはまるのですか。

以上です。

【委員長】

その2点、どなたでも結構ですが、お願いします。

【事務局】

子ども家庭課です。

一つ目の養育する保護者がいない子どもですが、児童養護施設や里親について、国の大綱では対応が掲載されており、実際、市としては関われる部分が少ないですが、国の大綱にある部分をできるだけ市の計画のほうにも反映させていただくという中で、文章の中での対応とさせていただいたところでございます。

それから、⑥のほうの食育に関する部分なんですけども、こちらも国の大綱に記載のあるところを対応させていただいている部分になるんですけども、下の事業名のところにつきましてはより貧困に特化した部分の事業を挙げさせてもらっておりまして、食育につきましては広く貧困に限らない施策の部分でもありますので、そういった一般的な部分については文章での対応という形での国の大綱に連動した記載とさせていただいているところであります。

【委員長】

2番のところでもそういう言い方をされるのであれば、当然支援しますと言っている限りはほかの部分に出てきているということですよ。ほかのところでは一般論としてやっているからここには書いていないということでしたら、それは一体どこに書

かれていますか。文章だけというと文章で書く以上はそれに対応した施策というのがないと、書けばいいというものでもないと思いますけど。その点はいかがですか。

【事務局】

もう一度いいですか。2番というのは。

【委員長】

形成を支援しますと書いていますが、下のどの施策に当たるんですかという質問だったんです。それに対してこの食生活の支援というのは貧困に特化したものではなくて、一般的なことも含んだものだからここには書いていないというお答えだったんです。だったらどこにあるんですかという。

【事務局】

記載自体につきましては89ページに健康な心身を育てる食育の推進の部分に食育に関する部分が事業として記載されております。貧困のところでは、関連する事業番号を全て記載していきますと、すごく幅広くなってしまうこともありまして、やらないわけではなくてやっていくんですけども、一般的な部分については文章のほうでさせていただいたものもあるという形でございます。

【委員長】

だからきちっとこのことが89ページに位置づいているか、それはそれでいいです。言葉だけだとまずいんで。

【委員】

具体的には89ページとか書いていただいたほうが。

【委員長】

そのほうが親切。

【委員】

おっしゃることはよくわかるんですけど。対応していると一般的には思っています。

【委員長】

ほかに何かありますでしょうか。そろそろ時間がきていますが、大体のところよろしいでしょうか。

ないようでしたら、まず一旦ここで終了して、また最後に全体を通して気づいたことがあったら伺いするということにして、先へ進んでおきたいと思います。

とりあえず、議事 1 については終了させていただいて、議事 2、今度は子ども・若者計画の前回からの変更点についてということで審議をしたいと思います。まず事務局から説明をお願いします。

（２）草津市子ども・若者計画

①「草津市子ども・若者計画 前回会議からの変更点」

【事務局】

＜資料 2 に基づき説明＞

【委員長】

ありがとうございます。

まず、いろいろ議論いただいている基本理念のところ、あわせて加えるというかこの原案というのは最初僕のほうで書いた部分もあるんですが、これは資料 2 と資料 3 を読み比べたらわかると思うんだけど、資料 2 でどんだんいろんな皆さんからの御意見あったけども、それをそのまま入れちゃうと読んでてわかんないでしょ。抽象的で曖昧な言葉がただ単に羅列されているだけで、健やかでしょ、夢や希望でしょ、自分らしくでしょ、生き生きでしょ、一つ一つがこれだけ羅列されると、一体草津市は何をやろうとしているんだと、何を目指しているのかわからなくなってきたし、顔であって、シンプルじゃなきゃダメなんです。見てぱっと読んだ人がその内容を理解し

てくれないと、こういう言葉が世の中に出ていけば、まず最初にキャッチフレーズがあつてこの2行か3行か4行の言葉というのは必ず出てくるんです。そのとき余りにも曖昧な言葉が並べられていても読んでいて意味がわからなくなってくるというか、理解されないということが気になってしょうがなかったんで、あえて原点に戻ってシンプルに表現したらということで、僕が3行ぐらい書いてみた。

特に自分らしくってじゃあ何と聞かれるんだけども、結局はなりたい自分になれるということなんです。なりたい自分というのはいろんな自分がいていいと思うんです。でも、なりたいと、一人一人が思う自分になれるということが、自分らしく生きることか。それができるまちを目指すという、その中にいろんな思いというのが集約されるんじゃないか。もう一つは未来を切り開くという言葉の中にも、なりたい自分というものを目標に、そこに夢や希望がなかったら切り開いていけないから。まさにこの未来を自分で切り開き自分らしく生きる、そういう中で自分なりの夢や希望、それが人によって違うだろうと、違ってもいいじゃんかと。でもそういう自分がなりたい自分になれる、このまちで。そういうまちづくりと支援をしていこうという、皆さんから意見いただいたものをシンプルに表現し直したらこうなるのかということで、事務局のほうにも僕のほうから提案をさせてもらってこういう形で出していただいたというところもあります。

このあたりを皆さんに御意見をお聞きして、ここでとまっているわけにはいかない。今日ここで確定したいというふうに思うんですが。僕はそういう思いをこの言葉に込めて書きましたということで、皆さんどうでしょうか。

【委員】

私、前回欠席させてもらいましたが、資料を見ていただいて最終的に長いなど、委員長さんおっしゃったとおりで、結論は私うまくまとめられたと思いました。特に私も自尊感情とか自己肯定とかいう言葉はもちろんみな入っているし、そしていわゆる自分らしくという言葉は本当にいい言葉を出されたということで、キャッチフレー

ズは長いと絶対にあきません。私はもうこれでいいと思いました。

【委員長】

ほかの方がいかがでしょうか。どんな意見でも結構ですが。

どうですか、皆さんのこのことがあって通じるということで御理解いただけますか。

では、理念のほうはこの形で進めていただくということで、ありがとうございます。

ほかの部分に関しては何か。それほど前回から大きく変わってはいない。

【委員】

11ページのところで調査概要なんですけれども、団体が何件かは書いておいていただいたほうが誠実な気がいたします。それと、複数回答で14に対する割合を例えば2件なら14.3というふうに書いてくださっているんですが、ちょっと違和感が正直あります。件数だけのほうが。

【委員長】

違和感というか、きちっとした公文書やったら調査の概要をきちっと書くべき。対象何件で実施日はいつで調査はどういう方法でやったんですか。開始はいつですか。子ども・子育てのほうは書いていた。調査期間。

【委員】

14に対する割合をパーセントで示すのはちょっとおかしいかなと思います。

【事務局】

11ページ、12ページで数字の分析もしているんですが、割合をちょっと削らせていただくほうがわかりやすいかと思います。委員おっしゃったように修正させていただきたいというふうに思います。

【委員長】

割合というかこれ単数回答だったら100%でいいんだけど、今気づいたけど、これ複数回答でこういうパーセンテージの意味っていうのはほとんどないよね。

【事務局】

調査の概要ももう少し丁寧に、子ども・子育て支援事業計画等とあわせながら。

【委員長】

だからまず何件というきちっと調査、何団体に対していつどういう方法でやったのかということをちゃんと示した上で、14だとパーセンテージ、件数でいったほうがあまり数字の意味というのは少な過ぎて、ないと思うんで。書き方は次のページとあわせて考えてください。

ありがとうございます。

ほかに何かお気づきのところありましたか。

大丈夫でしょうか。これも最後です。

ちょっと気になっているのは言葉、皆さんが読んでわからない言葉、難しそうな言葉があったらぜひ言ってもらいたいところあるんですけど。その辺もどうですか。

11、12ページは確実に修正をしていただくということと、理念のところはどうかこうにか皆さんの御了解をこれで得たということで、この部分は一旦これで終了させていただきます。

一旦ここで休憩のほう入れたいと思います。5分間休憩、3時からにしましょう。3時から再開します。休みの間にざっと見てまた気づいたことがあったら、教えてください。

一旦休憩に入ります。

(休 憩)

(3) 第二期草津市子ども・子育て支援事業計画および草津市子ども・若者計画の策定について（答申案）

【委員長】

3時になりました。皆さんおそろいでしょうか。大丈夫ですか。

今日は何とか予定どおり話が進んでおりますが、いよいよ最後の議題で、これは最後が第二期草津市子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者計画の答申案です。

第1回目の会議でいただいた諮問に対して我々の会議の答申、諮問に対しては答申という形で意見を返さなければいけないわけなんです、その答申案を事務局に作成していただきましたので、まずは子ども・子育て支援事業計画の答申案、それから事務局に説明をしていただきたいと思います。

① 第二期草津市子ども・子育て支援事業計画の答申案

【事務局】

<答申案に基づき説明>

【委員長】

ありがとうございます。

今の説明について、御質問、御意見というものがあつたらよろしくをお願いします。

こういった形に本文もつけて20日に私のほうから市長のほうへお渡しして、簡単な内容説明をさせていただきたいと思います。何もないようでしたら、こういった形で答申ということで御了解いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

では、こちらのほうはこれで。続いて、子ども・若者計画の方です。同じような説明を。

②草津市子ども・若者計画の答申案

【事務局】

<答申案に基づき説明>

【委員長】

ということで、文言が変わっているぐらい、先ほど御了承いただいたということは御了承いただけるものということです。

【委員】

1 点だけ。

【委員長】

お願いします。

【委員】

やっぱり団体調査だけなので当事者の方の意見というのが余り見えてこないというのがありましたので、パブリックコメントを拾い上げていただくところはお願いしたいと思います。

【委員長】

全くそのとおりだと思います。ありがとうございます。

ほかに何か答申、あるいは今後のことについて何か御希望、御意見ございましたら。よろしいでしょうか。

これで御了解いただけますでしょうか。

これも同時に渡すということになるので、私のほうからしっかりと渡させていただきます。

ありがとうございました。

これで一応全部が終了したわけですが、最後に全体を通して子ども・子育て計画のほうと子ども・若者計画見ていただいたわけですが、何か御意見があったらお願いします。

【委員】

資料 3 の子ども・若者計画の 29 ページ、ひきこもりの支援の問題でこの頃、め

ちやくちや多くないんですが、結構、人権センターもそうですが私個人的にも連絡をもらうことがありまして、この施策の方向の言い回し方ですが、黄色いところです。図るとともにひきこもりに対する社会全体の理解を進める、まさにそのとおりですが取り組みを検討しますというとこれからやるんかいというような私イメージだけど、国会答弁やないけどこれは怒られますよ。ひきこもりの人からしたら。悔し涙流して生きるか死ぬかの人、こういう人からすればこんな悠長な捉え方かと。現に十分できているかは別としてこれは進めますとか、上の文言が支援を推進しますという表現になっていますね。取り組みやったらええ意味で、進めますという言い方のほうが私は何かひっかかったんですが。いかがなんですか、この表現は。

【委員長】

お願いします。

【事務局】

この表現を用いた意図といたしましては、ここの29ページの33番に子ども・若者支援地域協議会を設置検討というところがあります。この子ども・若者、ひきこもりをはじめとする、さまざまな困難の支援をいわゆる横のネットワーク支援を行っていくためというのがこの地域協議会でご、この地域協議会と支援を行うとともに、皆さんに普及啓発をしていくような取り組みもこの地域協議会の役割ということであります。ただ、この地域協議会ですけれども、当然取り組めるものから取り組んではまいるんですが、実際に支援に関わっておられる方々の協力を得て実際の支援をつくり上げてまいりたいというところもございまして、そのネットワークをつくっていく途中というところございまして、検討という表現で統一いたしているわけです。

【委員】

私は今のことに関わっている人ですが、周りの世間体の目が結局動き出せないというところなんです。これは共通点があると思うんですが。だからやっぱり隠そうとする、隠そうとされたら私がふと今も思っているんですが、ひきこもりは予想以上に

年齢も高い人も多いというふうに私は認識しているんです。そして苦しんで苦しんで毎日を暮らしていらっしゃる。だからそういう点で配慮のあるような表現やったらええんですが、ちょっとそんなことで言わせてもらったんです。

以上です。

【委員長】

これは32、33の文言にあわせてということなんですね。

【事務局】

そういう検討、そろえてという表現でございます。

【委員】

何かそれであれば取り組みを検討するということと、実際の体制の充実を検討するというのは取り組み自体が取り組みされるわけだから、取り組むかどうかを検討するのではなくて取り組んでいきますぐらいならだめなんですか。取り組んでいきますぐらいだと、取り組みを検討しますと取り組んでいきますというのは一緒だと思うんですけども、取り組むこと自体を検討するというニュアンスはやっぱりおっしゃったように何かえらく弱腰な感じがいたします。

【事務局】

今おっしゃった御指摘、ここの最後、検討しますを削除させていただいて、当然ネットワークづくりとともに進めてまいりますので、検討しますの文言は削らせていただきます。

【委員長】

取り組みます。それでいいと思います。取り組む中にやることとこれから推進に向けて実現に向けて検討することというの取り組むということですから。それだったらいいですね。取り組む中にすぐやれることもあれば当然これから検討して実現に向けてやっていくということもあるということだから。これも大切なこういう一言が。

いいですか、今のところ。

【事務局】

今おっしゃった、取り組みを進めるというニュアンスになるように文言の整理をして、また皆さんに修正後のものを送付いたしますので、事務局に一任いただいて文言の整理を。

【委員長】

そこだけを直せばいいという形。よろしくお願いします。

そういうところで、ほかの方もせっかくの機会で、委員として意見が言える、あと5分ぐらい時間とれますが、ラストチャンスということで。

お願いします。

【委員】

次のページ、30ページなんですけど、不登校に対する支援について、学校復帰という言葉が何度も出てくるんですけど、文部科学省かわからないですけど、不登校に対して学校復帰を目指さない方針に今転換しつつあると私は聞いたことがありまして、実際にうちの子どもが去年3学期に2週間か3週間ぐらい学校を休んだことがあったんですけど、どの先生も余り学校に無理して行かなくてもいいよ的な対応で、そういう無理をさせてしまうと将来的によくないんかという、学校に無理して行かなくてもいいという風潮をすごい感じたんです。そのときに腹痛を訴えたりして病院にも行ったりしたんですけど病院の先生も無理して行かなくてもいいという、どの人に相談しても無理して行かなくていいと思った経験があって、そのときに調べたのでも国としても学校復帰を促さないような方針を今後とっていくというようなことを調べたことがありまして、学校に復帰するのもそうなんですけど38番のところに入ると思うんですけど、学校以外の場所というものをもうちょっと。不登校がひきこもりにならないようにするには家から一定の場所がもうちょっとあったらいいかという思いがあって、それがどういう形かはわからないんですけど。

【委員】

その件について、僕も実は思っていたんですけど、学校以外の場というのもそうかもしれないんだけど、学校内の学校、学校内における学校外というかフリースクールというか、そんなのが今特に広島で先進的に行われているんです。これはうれしい話ですけど、広島県の教育長が僕の教え子なんです。この間テレビで紹介されていていろいろ県の教育委員会の委員のメンバーを連れてこの間ヨーロッパの各地のフリースクールとかいろいろ回って研修をやっているところをテレビで大きく報道されましたけど、ここは言葉を変える変えないよりも、今状況としては学校以外の場での学習等に対する支援、そのことが古い取り組みになっているんです、既に。ここをどう直すああ直すということじゃなくて、ここは皆さん方自身が情報を取られて、今どういう言葉でどういう取り組みがされているかという基本的な情報をまずは入手されたら僕はいいいと思います。この時点でさあどうするか言えば1週間ちょっとの話になるだろうと思います。

【委員長】

これはまさに課の事業便りに書かれていることなので、児童生徒支援課さんから今委員さんが出てきた意見に対してお考えを。

【事務局】

やまびこ教室は、今言われましたように学校復帰だけを目的にしているわけではありません。ただ、基本的には学校に来てほしいという願いがやはり学校としてはありますし、子どもさんがそれぞれの居場所で安定して来ていただけるのであれば出席もその場できちっとした学習をされているのであれば学校としても認めていくというような方向です。

そして今おっしゃったように、学校内でのフリースクールにつきましてもいろいろと調査、検討していくところです。ただ、今、生徒数が多い状況で場所のことであり

ますとか、そこに配置する人材でありますとか、いろいろなことがございます。そして、フリースクールと連携していくことに関しましても、今後進めていく必要があると思っております。草津市にあるフリースクールにつきましては、まだできたばかりのところも非常に多くて、まだまだ調査し切れていないところです。実績等もあわせながら学校、教員、そしてフリースクールとも連携していきたいと思っている途中であるので、この計画の中にまだ文言として載せ切れないと考えていたところであります。

【委員長】

ありがとうございます。

そういう意味では、学校復帰といっても、学校復帰一つを目指すのではなく、次の社会的な自立という部分の中に、地域の中での多様な社会的つながり、それは学校だけではなく、いろいろな場の中で社会的に自立していくということも含めて、広く捉えられるかと思えますけども。どうですか。

【事務局】

そういうことです。ただ、今後は社会的自立に向けた支援をもっと充実させていくイメージで、行き場が教室内外で広く自由に選択できるように広がっていったほうが良いという思いです。

【事務局】

38番の文言なんですけど、10月ぐらいに文科省のホームページにこういう対策のページがございまして、こちらも文言から引っ張ってきた部分でございまして、一応文部科学省がその当時こういう表現をしていたということ、ちょっと補足で説明をさせていただきます。

【委員】

だから情報というのはいいけど、文科省とか国レベルになると障害の害でも、僕5年ほど前から言っていますが、全然聞いてくれませんか。県の人みんなよくわ

かっているわけ、その言葉の問題は。「国からこういう形で文章が流れてきましたので」、最後はこう言われる。私たちだけじゃなくて、広島県の方が画期的なことをやっているんです。文科省もいいけど、そっちの方をネットで調べて。

【委員長】

情報提供ありがとうございます。

ここは学校復帰オンリーを指しているわけではないという形で御理解いただいて、また委員さんからそういう要望というか希望があったということも受けとめていただいて、このあたり積極的に進めていただきたいと思います。

ありがとうございます。

他の方いいですか。大丈夫でしょうか。

どうぞ。

【委員】

戻りまして、資料1の75ページの施策の方向というところなんですけれども、障害のある子どもが可能な限り障害のない子どもとともに教育を受けることができ、という表現がすごくやっぱりひっかかって、あえて可能な限り障害のない子どもとともに教育を受けることができというこの言葉はなくてもいいのではないかと私は感じます。これを見ると心を痛める保護者さんがおられる気もします。ある子ない子という対比が強調されることと、できないという前提で受け入れることもできるんですといったイメージにもなるので、あえて入れなくてもよければというふうに感じたので提案させていただきます。

【委員長】

例えば、「ある子どもが年齢や特性等を踏まえた」という、シンプルに。

【委員】

シンプルにそこで伝わるのではないかと。当然それらの施策の中に児童クラブの中でも障害児を受け入れますとかいうのも反映されているので。そのほうがちょっと

心を痛められないかという。

【委員長】

多分、インクルーシブの部分表現したかったんだと思うけども。

【委員】

すごく強調され過ぎるのはかえって印象が、というふうに感じたので。

【委員長】

今の御意見に対して、お答えいただけますか。

【事務局】

「障害のある子どもが」から「受けることができ」という部分がなかったとしても、その次の「年齢や特性等を踏まえた十分な教育を受けられるよう」という文言で十分できていると思いますので、その部分を消してしまっても良いかと考えております。

現状のところにも、「障害のある子どもが可能な限り身近で」といったような部分があるんですけれども。上から4行目ですか、最後の。これは現状という部分でもあるので、どういった表現にするのか検討はさせていただけたらというふうに思っていますので、また事務局のほうに預らせていただけたらと思いますが。

【委員】

可能な限り身近というのは別に構わないような気はしましたけれども。

【委員】

これは社会資源の問題もありますので、近くで利用できるのが理想であるという意味で、大丈夫じゃないでしょうか。

【委員長】

可能な限りというのは気になります。さっきの施策の方向も、可能な限り、これがあるにしても障害のない子どもと受けることができる、少なくともこの身近なところで受けるように頑張っていたかなきゃいけないんだから。

少なくとも可能な限りという表現はなくしたほうがいいと思う。

それ以外のところは別に身近な場所で云々というのはこのままでいい気がしますけども。ちょっと検討で施策の方向のところは先ほどの方針で考えてください。

ありがとうございます。

時間がまいりましたが、よろしいでしょうか。大丈夫ですね。

本日の議題についてはこれで全て終了しましたので、議事のほう閉めさせていただきます。

最後ということで、いろいろと細かいところまで御意見、御議論いただきましてありがとうございます。このいただいた御意見というのを改めて事務局のほうで検討していただいて、しっかりと答申案を作成した上で、私が来週市長のほうへ提出したいと思いますので、またこの後で細々と何か修正点とか出てきた場合にはこれは私と事務局との間で修正のほうお任せいただくということで御了解いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

でしたら、本日の会議はこれで終了させていただきますので、事務局のほうへお返しいたします。

3. 閉会

<事務局より閉会宣言>